

# すべての住宅に 住宅用火災警報器を！



～昨年6月から、消防法および香美市火災予防条例が  
改正され、すべての住宅に設置が義務づけられました～

住宅火災による死亡原因の約6割が逃げ遅れとなっています（平成18年版「消防白書」より）。夜間就寝中の住宅火災の逃げ遅れを防ぐため、住宅に火災警報器の設置が義務付けられました。

## ●火災警報器とは？

火災により発生する煙や熱を住宅用火災警報器が自動的に感知して、警報音や音声で火災発生を知らせるものです。

## ●設置時期は？

新築住宅…平成18年6月1日から設置が必要。

既存住宅…平成23年5月31日までに設置が必要。

※猶予期間がありますが、早期の設置をお願いします。

## ●設置場所は？

寝室（就寝に使われる部屋）および寝室が2階にある場合は階段にも取り付ける必要があります。警報器は、大きく分けて天井に取り付けるものと壁に取り付けるものの2種類があります。さらに、どちらも家庭用電源（100V）式と乾電池式の2つの方式があります。※実際の取り付け位置は、天井に設置の場合、火災警報器の中心を壁（または梁）から60cm以上（エアコンの吹き出し口から1.5m以上）離して設置してください。



〈天井取り付け式〉



〈壁取り付け式〉

## ●購入方法は？

防災設備取扱店や電気店、ホームセンターなどで購入できます。品質保証のため、消防検定協会の鑑定マーク（NSマーク）の付いた商品を選びましょう。

なお、価格は、メーカーや種類、機能、電池の寿命等により異なります。

（相場は約4,000円～15,000円です）



## ●不適正な訪問販売に注意！

消防職員は、住宅用火災警報器を販売することはありません。また、消防署が業者に販売等を委託することはありません。

【問い合わせ先】 消防本部消防課予防係 ☎53-4176

※香美市のホームページ（「くらし情報」→「消防・防災」）に詳しい情報を掲載しています。